

直結切替増径工事条件承諾書 兼 工事申込書

(様式 261)

東京都水道局長 殿

下記の事項について承諾した上で、給水管の口径を大きくする工事（以下「増径工事」という。）を申し込みます。
なお、本工事の申し込みに関することについては、下段の代理人に委任します。

記

1 工事実施条件

東京都（東京都水道局。以下「水道局」という。）は、次の条件を全て満たす場合に限り増径工事を行うものであること。

- 貯水槽水道方式から直結給水方式に切り替えるために行う増径工事であること。
- 現在、配水小管から分岐されている給水管（幹栓）が敷設されていること。
- 直結給水方式に切り替えようとする貯水槽水道が平成 24 年 11 月 30 日以前に設置されているものであること。
- 増径工事は、幹栓の給水装置所有者からの申込みであること。
- 給水装置工事主任技術者が流量計算を行い、配水小管分岐部からメータまでの給水管を増径する必要があると判断したものであること。
- 増径工事の際、私道等の掘削を要する場合には、私道等の利害関係人の同意が得られているものであること。
- 配水小管の増径を必要としないものであること。
- 水道局の施工範囲に法的又は物理的制約その他の施工上の支障がないものであること。

2 水道局の施工範囲

- 原則として配水小管分岐部からメータまでの配管工事及び道路の掘削復旧工事とする。
- メータの移設が必要な場合において、増径工事を行う建物の敷地で配水小管からの分岐部に最も近い場所にメータを移設できるときは、メータ移設をすることによりメータまでの増径工事を行うこととする。
- メータの移設が必要な場合において、メータ移設ができないとき又はメータを移設することが困難と水道局が判断したときは、道路部分から当該敷地内直近に設置する第一止水栓までとする。
- 連合給水管（配水小管から分岐した給水管が途中で支分引用されているもの）の場合は、第一止水栓までとする。
- 幹栓の給水装置所有者と本工事により直結給水に切り替える支分給水装置所有者とが異なる場合は、直結切替増径工事を施行する給水管の第一止水栓までとする。
- 上記(3)(4)(5)の第一止水栓以降の配管工事については、申請を行う指定給水装置工事事業者による施工とする。

3 工事の施行者

本工事は、水道局が契約を締結した請負業者により、水道局が施行する。

4 費用負担

- 1 の条件を全て満たす増径工事の施行は、水道局がその費用を負担する。
- 2 の水道局施工範囲以外の工事の施行は、申込者が、費用を負担するものとする。
なお、宅地内の本復旧に関しては、水道局の施工範囲も含め、申込者等の費用負担とし施工するものとする。
- 増径工事が 1 のいずれかの条件を満たさないことが判明した場合又は 9 の規定により増径工事の中止の申出があった場合における当該増径工事に係る費用の負担については、申込者が負担するものとする。

5 関係者への周知

本工事に先立って、量水器の口径を増径したことにより水道料金が増額となる可能性のある場合は、関係者への周知を申込者において必ず行うこと。

6 工事の期間及び実施時期

- 水道局が施工する直結切替増径工事の施工内容及び施工期間並びに実施時期については、水道局の設計・施工計画によるものとする。
- 指定給水装置工事事業者が施工する貯水槽撤去等の改造工事は、原則として、(1)の設計・施工計画に併せ直結切替増径工事と同時又は完了後に速やかに施工すること。

7 施工完了後について

- 水道局の施工範囲以外の陥没事故及び出水不良等の不具合については、指定給水装置工事事業者により対処すること。
- 増径工事の完了後は、増径工事に係る給水装置の維持管理は、当該給水装置の所有者の責任において行うこと。

8 所有者等の変更の届出

所有者又は東京都給水条例第 15 条に規定する管理人（以下「所有者等」という。）等を変更するときは、水道局に届け出るとともに、変更後の所有者等にこの条件承諾書を継承すること。

9 工事を中止する場合の取扱い

申込者は、増径工事を中止する場合には、速やかに水道局に申出を行い、工事の取消しについて届出を行うこと。

申込年月日 令和 年 月 日

給水装置所在地	区市町	丁目	番地	号
申込者 (幹栓給水装置所有者) 住所・氏名	区市町	丁目	番地	号 電話 ()
お客さま番号	—	—	—	—
本工事により直結給水に切り替える 支分給水装置所有者 住所・氏名 ※上記所有者と同一の場合は記載不要	区市町	丁目	番地	号 電話 ()
お客さま番号	—	—	—	—
指定給水装置工事事業者 (委任代理人) 住所・事業所名・代	区市町	丁目	番地	号 電話 ()